

65歳超雇用推進助成金

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を
無期雇用転換した場合に受給できます。

チェック項目

- ✓ 雇用保険に加入している
- ✓ 高年齢雇用推進者を選任していること
- ✓ 高年齢者雇用管理に関する措置を実施していること
 - ・作業施設、作業方法の改善
 - ・健康管理、安全衛生の配慮
 - ・職域の拡大
 - ・勤務時間制度の弾力化……等
- ✓ 計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までに高齢法第8条および第9条を遵守していること
- ✓ 支給申請日前日において、1年以上継続して雇用されている50歳以上かつ定年年齢未満の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ✓ 無期雇用転換日において、64歳未満の従業員であること
- ✓ 65歳以上まで雇用する見込みがある事業主であること
- ✓ 転換日前後6ヶ月以内に事業主都合により解雇等をしたことがない事業所

助成額

支給申請年度1適用事業所あたり10人まで

労働者一人につき	中小企業	中小企業以外
生産要件を満たさなかった場合	48万円	38万円
生産要件を満たした場合	60万円	48万円

支給までの流れ

